

公用車広告掲載手順の概要

I. 車両確認
車両見学等はいりません。
II. 質問の受付 (P2)
令和8年3月6日(金)17時までに、ファクス、電子メール、郵送または直接持参の方法で到達した場合のみ受け付けます(回答は令和8年3月10日(火)17時ごろウェブサイトに掲載予定)。
III. 応募手続き (P2~3)
応募者は、申し込み前に必ず「富田林市広告事業実施要綱」及び「富田林市公用車広告掲載要領」を確認し、必要書類に所定の事項を記入・押印の上、受付期間内に郵送(受付最終日までに必着)、または直接持参により提出してください。 【受付期間】 令和8年3月2日(月)から令和8年3月16日(月)まで 【受付場所】 すばるホール 3階 下水道課 ※郵送の場合は、〒584-8511 富田林市役所 下水道課(住所不要)へ。 【必要書類】 富田林市公用車広告掲載申込書 ※添付書類については、3ページをご確認ください。
IV. 広告掲載事業者の決定 (P4)
応募者の応募資格、広告内容等について「富田林市広告事業実施要綱」及び「富田林市公用車広告掲載要領」に基づく審査を行い、応募多数の場合には受付順に広告主を決定し通知します。
V. 広告掲載事業者決定後の流れ (P4)
広告主に選定された者は、本市が指定する日までに広告を作成し、本市に提出して承認を受けてください。承認後、「公用車の広告掲載に関する契約」を締結し、速やかに広告料を納付してください(広告料の納付が確認できるまで、広告を掲載できません)。
VI. 広告の掲載
令和8年3月31日(火)以降に、広告主が広告の掲載を行ってください。

富田林市公用車広告主募集要項

この要項は、富田林市産業部下水道課(以下、「下水道課」という。)が行う公用車広告掲載者(以下、「広告主」という。)の募集に関し、必要な手続きを定めたものです。

応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1. 公募物件

(1) 広告掲載車

広告掲載車は、下表のとおりです。

募集担当課	車種用途	年間走行距離	募集台数
		年間走行日数	
下水道課	軽貨物自動車	約 4,000km	2台
		約200日	

※車両見学等はいりません。

※車両更新等により、契約期間中に掲載車の変更を行う可能性があります。

(2) 掲載位置、広告の規格、広告料

広告の規格等は下表のとおりです。

公告掲載位置	掲載枚数	広告の大きさ(最大)		広告料 (消費税込み)
		縦(cm)	横(cm)	
後席ドア(両側)	2枚	50	50	3,300円/月
荷室ドア	1枚	30	50	1,100円/月

(3) 広告の掲載方法

広告を記載したマグネットシートを直接車体に貼り付けます。

広告(マグネットシート)の作成費用は広告主の負担となります。

広告の掲載及び撤去は広告主が行います。

(4) 掲載期間

掲載期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの任意の期間(1カ月単位)とし、広告の撤去等に要する期間を含めるものとします。

(5) 広告掲載基準等

広告には、広告主の名称及び電話番号を明記するとともに、広告右上に広告(縦5cm×横8cm以上とする。)と表示してください。

「富田林市公用車広告掲載要領」第4条第1項に掲げる広告は掲載いただけません。

2. 応募資格

広告掲載の応募は、大阪府内に事業所、事務所又は店舗等を有する個人若しくは法人または市内の地域産業、商店街、市場若しくは専門店の連合会で、かつその業務内容が明確なものに限り行うことができます。ただし、「富田林市広告事業実施要綱」第3条第2項に掲げる業種及び事業者に関しては、ご応募いただけません。

また、下水道使用料または浄化槽使用料を滞納している個人及び事業者もご応募いただけません。

3. 募集に関する質問

① 受付期限

令和8年3月6日(金)17時まで

② 提出方法

質問は、募集要項等質問書(任意様式)を作成し、持参、郵送、FAXまたは電子メールにて提出してください。なお、書面以外の方法(電話、口頭等)での受付はいたしません。

③ 提出先

富田林市桜ヶ丘町2-8

すばるホール 3階 下水道課

FAX:0721-24-6876

メール:gesui@city.tondabayashi.lg.jp

※郵送の場合は、〒584-8511 富田林市役所 下水道課(住所不要)へ。

④ 回答

回答は、全ての内容を令和8年3月10日(火)17時までに本市のウェブサイトに掲載します。なお、この回答をもって、本要項の補完、追加とします。

4. 応募手続き

(1) 受付期間及び受付時間

受付期間	窓口受付時間
令和8年3月2日(月) から 令和8年3月16日(月)まで (ただし、土・日曜日を除く)	9時00分から17時30分まで

(2) 受付場所

富田林市桜ヶ丘町2-8

すばるホール 3階 下水道課

※郵送の場合は、〒584-8511 富田林市役所 下水道課(住所不要)へ。

(3) 申込方法

応募希望者は、以下の必要書類を受付場所まで郵送(受付最終日までに必着)、または直接持参により提出してください。これ以外による提出は受け付けできません。

(4) 必要書類(提出部数は各1部)

書 類		備 考
1	富田林市公用車広告掲載 申込書	富田林市公用車広告掲載要領様式第1号。
2	広告原稿(案) (※)	カラー・A3用紙に印刷したもの(写真も可)
3	誓約書	別紙様式(実印押印)
4	印鑑証明書 (※)	コピー不可、発行後3ヶ月以内のもの
5	事業概要及び地図 (※)	任意様式(パンフレットも可)の事業概要、市内の事業所 または店舗等の所在地が分かる地図(住宅地図等) 広告代理店による応募の場合は、掲載する事業者の概要 及び地図も提出してください
6	住民票または 登記事項証明書等 (※)	個人は住民票。法人は登記事項証明書 複数の業者による団体の場合は、それらの代わりに、 規約、参加企業、店舗等一覧表の写し

(※)の書類については、昨年度までに申込み及び契約された応募者が今年度も応募される
場合で、昨年度以前から変更がなければ、提出不要です。

(5) 留意事項

- ① 応募者が法人であって、商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)に複数の代表者が記載されているときは、応募に係る権限を有する者を応募申込書の応募者欄に記入してください。
- ② 法人用の誓約書に記入する役員の住所は、住民登録地(住民票の住所欄に記載されたところ)であり、勤務先の所在地等ではありません。
- ③ 文字が不明瞭で判読できないもの、記載内容を訂正したもの、記名のないもの、申込番号に対応する施設名が異なるものは、申込みを無効とします。
- ④ 応募手続き受付後の取下げはできません。
- ⑤ 提出された応募書類の返却は行いません。
- ⑥ 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切回答することができません。

(6) 個人情報の取扱い

提出された書類に記載の個人情報は、設置予定業者の決定及び契約締結事務に使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、応募者(法人にあっては役員を含む)の資格確認のための警察当局への照会には使用することがあります。

5. 広告主の決定

(1) 選定方法等

- ① 応募書類の審査
- ② 候補順位の決定

同一車両・位置に複数の応募があった場合、または募集以上の応募があった場合には、申し込みの受付日順により候補順位を決定します。

(※同日付けで同一の車両・位置に応募があった場合は抽選をいたします。)

- ③ 広告主の決定

②の候補順位の高い応募者を広告主に決定します。

(※広告主の決定に際して、広告仕様の変更その他必要な条件を付すことがあります。)

(2) 広告主決定後の流れ

- ① 広告の承認

5-(1)-③により決定した広告主には、当該車両管理者より「富田林市公用車広告掲載審査結果通知書」を送付します。送付を受けた広告主は、速やかに広告(マグネットシート)を作成し、広告掲載開始日の1週間前までに当該車両管理者の承認を受けてください。

(注1)「富田林市公用車広告掲載審査結果通知書」に広告の仕様変更等の条件が付されている場合には、再度広告原稿(案)の提出を求める場合があります。

(注2)広告原稿(案)と内容が異なる、マグネットシートが過度に光を反射する等、掲載に支障をきたす場合には、広告の修正を指示することがあります。

- ② 契約の締結

公用車管理者と広告主は「公用車の広告掲載に関する契約」(別紙参照)を締結します。

- ③ 広告料の納付

②の契約締結後、速やかに広告料を納付してください。

6. 広告主の公表

広告主を決定したときは、選定された応募者に通知するとともに、市ウェブサイトには広告主の氏名(法人の場合は法人名)を掲載します。なお、選定されなかった事業者への通知は行いませんので、ウェブサイトにてご確認ください。

7. 広告掲載決定の取消し・契約解除

次のいずれかに該当する場合、広告掲載決定を取り消し、または契約を解除する場合があります。

- ① 広告主が応募者の資格を失った場合
- ② 正当な理由なく、指定日までに広告の承認及び契約締結の手続きに応じなかった場合
- ③ 車両管理者が指定する期日までに、広告料が納入されなかった場合
- ④ 広告の修正等、市の提示した条件や指示に従わない場合
- ⑤ その他「富田林市広告事業実施要綱」及び「富田林市公用車広告掲載要領」の規定を遵守しない場合

8. その他

広告の作成費用、広告掲載の手続き及び契約に関する一切の費用については、広告主の負担とします。

9. 問い合わせ

富田林市役所 産業部 下水道課 総務経理係

電話:0721-25-1000(内線271)

FAX:0721-24-6876

メールアドレス:gesui@city.tondabayashi.lg.jp